

一般廃棄物収集運搬業許可申請の流れについて（新規及び更新）

- ① 業を行う町村及び処理施設のある岩内町役場へ問い合わせ、申請に必要な書類及び同意書(清掃センターが配布)を揃える。
- ② 書類に記入・押印及び必要な書類(別紙1)を集める。
- ③ 全て揃い次第、一式(申請書類+同意書2部)を岩内地方衛生組合(担当：岩内地方清掃センター)へ提出する。
- ④ 内容に不備がなければ、衛生組合長より同意書を発行する(別紙2 無料)。
- ⑤ 提出書類一式及び同意書を町村役場担当課へ提出(許可申請)する。
- ⑥ 申請手数料を支払い許可証を受け取る(下記 申請料について)
- ⑦ 許可証の写しを速やかに衛生組合に提出する。

その他

- ① 許可期間は2年間となる為、2年毎に更新が必要
(継続の場合は許可切れになる前に早めに更新手続きを行うこと)
- ② 処理施設(清掃センター)は岩内町にあるので、岩内町への許可申請は必ずすること

申請料について

申請手数料	連絡先
岩内町：5,000円	町民生活課/生活環境係 67-7094
共和町：5,240円	住民生活課/生活安全係 67-8783
泊村：5,400円	住民福祉課/環境係 75-2134
神恵内村：0円	住民課/保険衛生係 76-5011

(令和7年7月現在)